

HAND BOOK

保存版

夫婦関係でお悩みの皆様に
こじれる前に知ってほしい

お金・子ども・生活のこと



 あい法律事務所

〒760-0018 香川県高松市天神前10-5
高松セントラルスカイビルディング2F

お問い合わせ・ご相談は

TEL **087-832-0550**

さらに詳しい情報は当事務所 HP もご覧ください。

あい法律事務所 HP <http://ailawoffice.jp/>

交通事故専門 HP <http://jiko-kagawa.jp>

あい法律事務所 離婚

検索

 あい法律事務所

いよいよ離婚に踏み切りたいけど、どうすればいいの？



ごあいさつ message

「離婚するには結婚時の何倍もの労力が必要になる」などよく言われているとおり、離婚するには種々の解決すべき事項があります。本誌をご覧になるということは、現時点で色々な悩みをお抱えになっているのではないのでしょうか。中には今後の生活等を考え、夜も眠れない日々を送っている方も多数いらっしゃるかと思います。そのような方に少しでも安心して頂くため、本誌は、離婚において検討すべき事項を色々と挙げさせて頂いております。今後の生活の参考にして頂ければと考えております。

また、当事務所は、無料法律相談を実施しておりますので、是非一度お気軽にお問い合わせ下さい。弁護士が今後の方針を明示するのは当然として、現在お抱えのお悩みをお話し頂くことで、胸の内をはき出すこと出来、気持ちが軽くなったと多数のご相談者さまにおっしゃっていただいております。

弁護士
山口 恭平

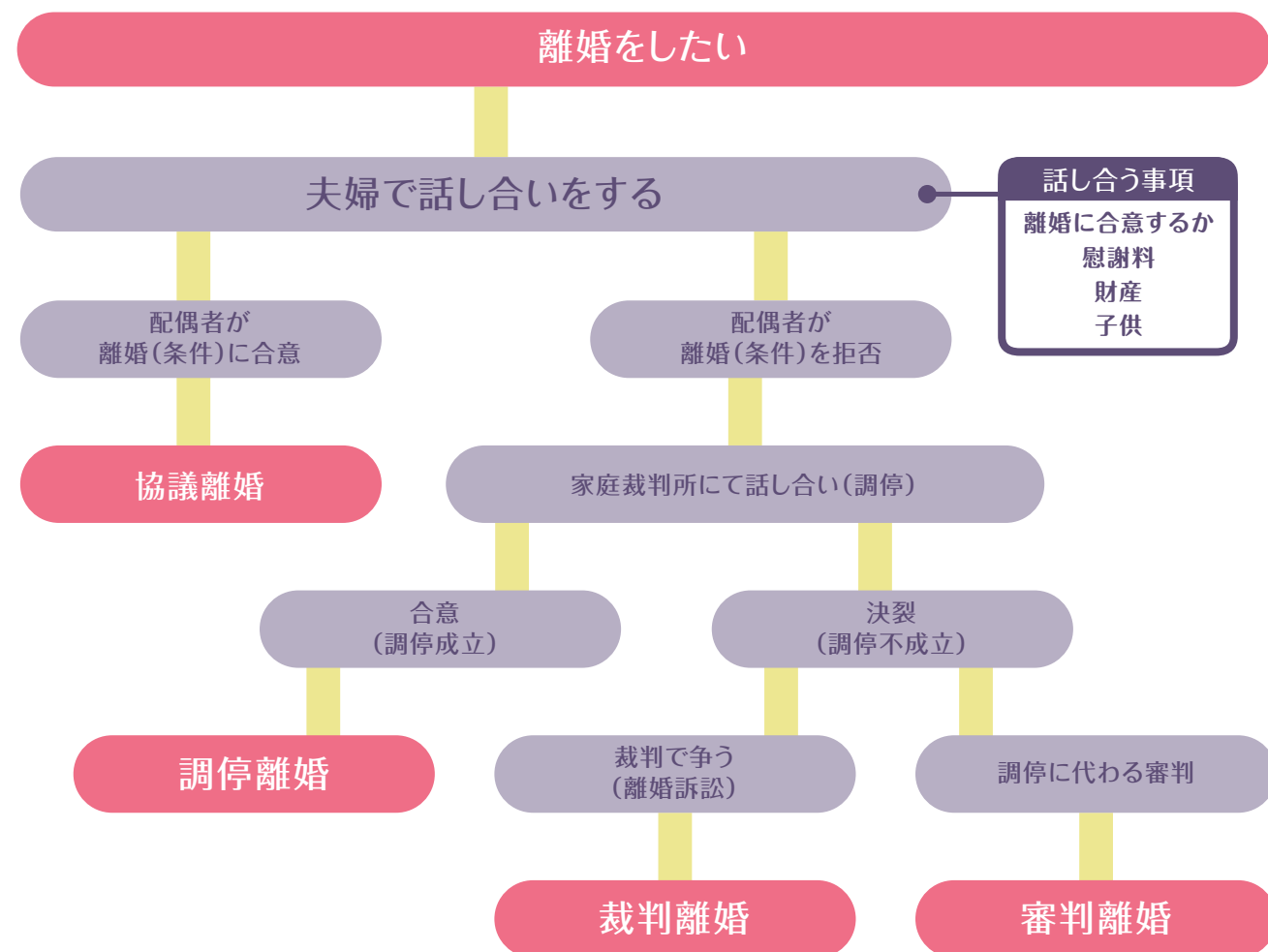


目次 contents

■ 離婚までの流れ	03
■ 離婚の種類	04
■ 離婚とお金	05
■ 離婚とこども	06
■ 不貞による慰謝料請求	07
■ 立場による離婚の違い	08
■ 弁護士活用ポイント	09
■ 解決事例	10
■ ご依頼者様の声	11
■ 費用のご案内	12
■ 弁護士紹介	13
■ あい法律事務所について	14

離婚までの流れ

離婚を考えてから、実際に離婚が成立するまでのプロセスは、1人1人違います。離婚は、相手がいるものですから、相手とどのように向き合っていくかで、離婚の方法が変わります。



	ご相談段階	協議段階	調停段階	訴訟段階
自分 で進めたい方	継続サポートプラン 別居サポートプラン	協議離婚サポートプラン 離婚協議書作成プラン 公正証書作成プラン	調停離婚サポートプラン	
弁護士 に任せたい方	婚姻費用代理プラン	協議離婚交渉代理プラン	離婚調停代理プラン	離婚訴訟代理プラン
慰謝料 スピードプラン 請求する人 請求された人				不貞慰謝料請求プラン

※料金の詳細はP12にご覧いただけます。

離婚の種類

離婚の方法は、主に4つの種類があります。日本における離婚は離婚までの流れでご説明したように、協議→調停→裁判の順序で進んでいきます。

協議離婚

最終的に公正証書にしておくことをおすすめします。当事務所では、夫婦双方に来ていただき、お話を聞きながら、その場で離婚協議書を作成するということをしております。夫婦で、ある程度離婚条件について話し合いができていているということであれば、このような方法で迅速に対応することも可能です。

調停離婚

離婚の条件が夫婦間の話し合いではまとまらない場合や、DVなどで話し合いがそもそもできない場合は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立て、裁判所が任命した調停員を介して離婚についての話し合いをして、双方の合意を目指します。離婚調停は弁護士をつけずに本人が行うこともできますが、法的知識を持たない方にとって、調停委員を相手に主張をしていくのは困難なケースが多く、弁護士を付けるか付けないで結果に大きな差が生じることも多々あります。当事務所は、調停段階からご依頼を受けても、訴訟段階からご依頼を受けても弁護士費用に差は生じません。早期に弁護士に依頼することをお勧めいたします。

審判離婚

調停で離婚について概ね合意ができているが、ある一点が合意に至らない場合、家庭裁判所が職権で離婚を成立させる審判をすることができます。限られた場合にのみ、認められるため実際に利用されることはほとんどありません。

裁判離婚

協議・調停の内容に納得ができなかった場合、裁判による解決を図ります。当事者間に合意が無い場合でも、法律で定められている条件を満たしていれば裁判官の判断によって離婚が成立できます。裁判離婚は、終結までの期間が長いこと、証拠や証言などが非常に重視されることが特徴です。弁護士に相談し訴訟をはじめとした必要書類の作成や裁判所への訪問を弁護士に代わってもらうことが、最適な判決を得ることに繋がります。

離婚とお金

離婚を考えたとき、問題となることの1つが、お金の問題です。離婚に際して生じるお金の問題は、主に婚姻費用、財産分与、慰謝料、子供の養育費があります。

婚姻費用

夫婦が結婚生活を送るために必要な全ての費用のことをさし、別居状態になっている場合に、収入の多い夫（妻）が収入の少ない妻（夫）に対して支払います。夫と妻は、それぞれが同程度の生活を送ることができるように、お互いを扶助する義務（「生活保持義務」）があり、婚姻費用はこの義務に基づいて考えられているものです。

養育費

子が社会人として独立自活ができるまでに必要とされる費用をいいます。養育費は、監護権者が非監護権者に対して請求することができます。養育費は、裁判所が算定表を作成しており、調停や裁判になった場合、それを基準算出されることが大半です。ただし、養育費の額は、負担する側の経済力や生活水準が反映されるため、適正な養育費を得るためにも弁護士にご相談することをお勧めします。

慰謝料

「精神的苦痛」を受けたことに対する損害賠償金のことです。相手の浮気・DVや生活費を渡さないなどのケースが対象となります。慰謝料が認められるためには、相手方の行為が違法である必要がありますし、精神的苦痛を客観的に算定しなければなりません。慰謝料請求の最大障害は、立証です。したがって、現在の証拠で立証可能か、何をどのようにして証拠集めしていくのか、専門家である弁護士の助言を基に行動していくことが肝要です。」もっとも、客観的な証拠がないからと言ってあきらめるのは早計です。その状況から請求するための戦略を練るのも弁護士の仕事です。

財産分与

離婚後に夫婦が協力して取得、維持してきた全ての共有財産をどのように分配するかということです。財産の対象には、現金だけではなく、家や家財道具・株式なども含まれ、住宅ローンなどのマイナス財産も含まれます。財産分与を検討する際、退職金などの財産の見落としや相手が隠して持っていた財産がある可能性があります。専門家である弁護士に相談することで、このような事態を回避することが可能です。複雑な財産分与こそ、相手とのやり取りを有利に進める交渉力と専門的な法律知識が必要になります。

離婚と子ども

夫婦の間に子どもがいる場合に、離婚後の子どもの面倒をどちらが見るかということは非常に重要な問題です。未成年の子どもがいる場合には、その後の親権をどちらが持つかがということが決まっていなければ、法律上、離婚は成立しません。

親権の構造

親権

監護権

財産管理権

親権

親権とは、子どもを社会人になるまで育てるために、子どもを教育し、子どもの財産を管理する権利義務のことです。話し合いで親権がある人（親権者といいます）が決まらない場合、離婚調停で決めます。片方の親から子どもの養育費を補うため、収入があるかないかは、親権を決める際には関係ありません。親権者は離婚が成立してからだと変更が難しくなります。トラブル防止のための書面をしっかりと作成するために弁護士に相談すべきでしょう。

親権者の判断基準は大きく二つです。

- ①**母親優先**→子どもが幼少小さいとき、親権は母親に決まりやすいです。
- ②**現状優先**→現在養育しているのがどちらなのか、が重要になります。

監護権

監護権とは、親権のうち、子どもを育てる権利義務を指します。

財産管理権

子供に財産がある場合にその子供が所有する財産を管理して、子供に代わって法律行為を行うことが出来る権利のことです。

面会交流

別居中または離婚後に、親権者または監護者にならなかったほうの親が、子どもに会いに行くことを面会交流、その権利を面会交流権といいます。ただし、ルールを破った場合や危険がある場合は面会交流できない場合があります。ルールを書面で決めておくトラブル防止になります。また、直接本人同士で日程の調整や受け渡しができない場合、面会交流支援センターという第三者機関を利用することも出来ます。

不貞による慰謝料請求

浮気をしている疑いがあるとき

その疑いはどれくらいの確実性があるのでしょうか？

①帰りが遅い日が多くなったり、休日出勤が不自然に増えた。

②異性とのやり取り(メール、LINE など)を見てしまった。その内容からすると、
肉体関係にあるかは分からないが親密な関係であることは分かる。

③ラブホテルのレシートを見つけた。異性とのツーショット写真(旅行中の様子)を見つけた。

①では、まだなんとなく怪しいという域をでないのでもさらなる証拠の収集が必須といえるでしょう。②③の状況であれば、浮気をしている可能性はかなり高い状況にあると感じておられるはずです。この状況であれば手持ちの証拠だけで浮気の実在を前提に話を進められる可能性があります。①の方は、証拠の集め方を弁護士に相談しましょう。②③の方は、現状ですめた方がいいのか、もう少し証拠収集をした方がいいのか弁護士に相談しましょう。さらに、浮気があったとして、浮気相手にだけ慰謝料請求をするのか、パートナーとの離婚も考えて双方に請求するのか、パートナーの目を覚まさせ二度と浮気をしないことを誓約させるのか、その後の対応は千差万別です。自分では考えていなかった解決方法が見つかるかもしれませんので、この点についても弁護士に相談しましょう。

パートナーに浮気を疑われてしまったとき

浮気が事実であるとき→離婚を切り出されてしまっているが離婚したくないとき→誠意を尽くして謝罪しましょう。

相手がどこまでの証拠を持っているのか気になるところだと思いますが、証拠を見せろなどと争わずに誠意を尽くして謝罪することが修復に向けたベターな選択であることが一般的です。浮気は二度としないという誓約書の作成お手伝いいたします。覚悟の重さを示すための一つの方法として弁護士を利用することをご検討ください。浮気が事実ではないとき→疑われた原因を振り返りましょう。夫婦関係を継続するのであれば、疑われた原因に対処して繰り返して浮気を疑われることのないようにしましょう。理不尽な理由で浮気を疑われ続け、夫婦関係の継続に不安を感じているのであれば、それ自体を夫婦で話合うべきでしょう。離婚するとなった場合にどうなるのかを知っておくことも大事ですので、弁護士に一度相談するのもアリです。

不貞の慰謝料請求をされたとき

不貞が事実であるとき→相当な範囲での慰謝料の支払いは必要でしょう。

ただ、状況によって相当な慰謝料金額というのは変わってきます。どのあたりが相当な金額なのか弁護士に相談してみましょう。相手方と交渉をするというのは精神的な負担の大きいことですし、本当に相手の要求通り払えば終わるのかという不安もあるかと思います。このあたりのことも含めて弁護士に交渉を任せる意味があるといえます。不貞が事実でないとき→基本的にはしていないということで請求を受け入れる必要はないでしょう。もっとも、疑われてもしようがない言動があり、早期の解決を望むということであれば一定金額の解決金を支払うという選択もありえるでしょう。この場合は、とくに相手方との交渉での精神的負担は大きいと思いますので、弁護士に任せてしまうというのでも検討してよいかと思います。

立場による離婚の違い

公務員のための離婚相談

～財産分与対象の多さと確実性のある給与等の支払い～

公務員の方は積立や保険が通常のレートに比して相当優遇されており、当然財産分与の対象となりますので、そのような財産の有無を確実にしていくことや年金も非常に充実しているため、年金分割は必須と言えます。また、給与や退職金が市は支払われることに確実性があるため、容易に給与差し押さえができます。

医師のための離婚相談

～高額な財産分与と分与比率～

医師の方は平均年収が総じて高く、株式や信託等の投資財産を多く持ち、自宅も一等地に豪邸を有しているケースがあります。配偶者の方はこのような財産を諦めずに確認していくことが重要です。また、通常 2 分の1の財産分与が医者の方の場合は財産形成に医師の方の手腕力量が大きく寄与した場合は割合が変わることもあります。福岡高裁で実例もあり、「財産分与=2 分の 1」と諦めずに自らの主張をしていくことが重要です。

婚姻期間が 20 年以上の離婚

～結婚生活の長さや年金分割制度～

結婚生活の長さから預貯金、不動産、生命保険、各種積立、財産分与の対象となる財産が多数あります。これらの財産を把握することが重要になります。

しかし、年金分割制度により、離婚の際に女性の方(ご夫婦によっては男性の方)のみが経済的に困窮しないようになってきており、若年夫婦に比べて不安になることは少ないのではないのでしょうか。ただ、分与する財産が多ければ多いほど、慎重に公開しないように財産分与する必要があります。



弁護士活用ポイント

言いくるめられてしまいそうで自分で交渉するのは怖い

普段の夫婦の関係からパートナーと離婚条件を交渉するという事に大きな不安を感じる方は多くいらっしゃいます。なにをいっても言い負かされてしまう、パートナーが怖くて言いたいことが言えないことが多い、話をしようにも感情的になられてしまって冷静な話ができないという場合には、法律のプロである弁護士に交渉を代行してもらうことで、不利な条件を押し付けられたり、根負けして不利な条件を飲み込まなければならないといった事態を防ぐことができます。また、DV やモラルハラスメントが原因で離婚をする場合には、不利な離婚条件を押し付けられるという危険だけではなく、身体に対する直接的な危険というものも存在します。弁護士に交渉を代行してもらえば、身の安全を確保しながら協議を進めることができます。法律の専門家である弁護士が交渉することで、相手方に臆する必要性がなくなるということは弁護士を活用するメリットといえます。

話し合いをしようとしない・連絡のつかない相手方を交渉のテーブルにつけさせる

離婚をしたくても相手方が交渉に応じない・全く応答しないという点で悩んでいる方もいらっしゃいます。相手方が交渉のテーブルに着こうとしない場合には、交渉のテーブルにつかざるを得ない状況をつくりだします。弁護士に依頼したというだけで交渉がさっと進むこともあります。

夫婦で話し合っているがどうにもお互いが納得できる解決策が出てこない

お互いに譲れない点が重なってしまい話し合いが一向に進まない状態にあるということはよくあります。この場合、当事者間では出てこなかった第3、第4の案を弁護士から提案してもらえます。また、お互いが譲れないと考えていた理由を解きほぐすことで、解決の糸口を見つけることも出来ます。経験に基づいて、新しい切り口での解決策を見いだせるのも、弁護士を活用するメリットです。例えば、住宅ローン(主債務者：夫、連帯保証人：妻)が残っている自宅不動産の処分をめぐる、離婚後の生活を考えると、どちらも経済的に成立しないことから、双方が押し付け合っているという場合があります。この場合、離婚に伴って夫婦双方が自己破産するという選択肢があります。夫婦共に自己破産に対する抵抗感が強く、その選択肢を検討できていませんでした。しかし、自己破産とはどういうものかを知ること、夫婦ともに自己破産して離婚後の生活を仕切りなおすという落とし所を見つけることができました。このように自分達だけでは解決しにくい意見の対立がある場合でも、専門家の知識があれば、自分たちに合ったよりよい選択をすることができるといえます。

漠然とした不安を抱えながら話し合いや調停を続けるのが苦しい

頼れる弁護士がいてくれるという安心感を得られます。調停では、その場で回答や結論を出すことを求められることがあります。本当にこれで決断してしまっているのだろうかという不安を何回も経験することになります。そんなときに、弁護士が同席してくれていることは大きな心の支えになるものです。

解決事例

解決事例 1 DV 加害者からの相談で長男の親権を獲得した事例(調停)

依頼者	性別(夫)	年齢(40代)	職業	会社員
相手方	性別(妻)	年齢(40代)	職業	会社員

ご依頼の背景

相談者様は、「離婚の調停をしているが、話がなかなか進まず困っている。離婚原因が私のDVにあるので、調停委員さんがあまり話をきいてくれないような気がする。」との悩みをお持ちでした。

離婚に至る原因

依頼者のDV

争点

親権・養育費・慰謝料

解決のポイント

相談者様の悩みを解消するため、調停の途中から代理人として動くことになりました。相談者様の話したいことを整理して調停委員に丁寧に説明いたしました。代理人として動いてから4回目の調停で、離婚が成立しました。希望していた長男さんの親権を獲得し、養育費の支払いや慰謝料の支払いは相談者様の経済事情的に支払い可能な範囲、という内容で合意することができました。調停の期日は、長いようで話したいことを話すには短いものです。気持ちを整理して話すべきことをまとめるためにも代理人を活用してもらえたらと思います。



解決事例 2 医師の不貞の慰謝料請求において250万円を獲得した事例

相談者	夫	年齢：30代	職業：サラリーマン
相手方	相談者の妻の不倫相手	年齢：30代	職業：医師

ご依頼の想い

妻は看護師をしている。職場での関係を利用して妻を誘惑した相手方は許せない。ただ、妻の職場での立場もあるので大事にしたいし、時間もかけたくない。

解決内容

1相手方は慰謝料として250万円を支払うこと。
2相手方は、妻に対する求償権を放棄する。
3不倫の事実の口外の禁止
4職務上必要な場合以外の接触の禁止
5違約金

解決までの期間

1月以内
※求償権

解決のポイント

不倫の場合、慰謝料は不倫の相手方だけではなく不倫をしたパートナーと一緒に責任を負うことになります。たとえば、不倫の相手方から200万円を獲得した場合、不倫の相手から不倫をしたパートナーに対して200万円の半分の100万円の支払いを請求される(←これを求償といいます。)ことがあるのです。求償権の放棄とは、相手方に対して不倫をしたパートナーには何も請求しないことを明らかにさせるものです。



ご依頼者様の声

相談してみて分かった事が沢山ありました

相談してみて分かった事がいろいろあったので来て良かったです。
話を否定されことなく相談にのってくれたので安心しました。

丁寧な対応で分かりやすく非常に参考になりました

自分一人ではどうする事を出来ないので、弁護士と相談して、こうしたい、
どうだろうかと意見等と言ってもらえたので非常に参考になりました。

親身になって助言をしてもらい感謝しています

法的的なアドバイスに加え、相手の考え等も推し量りながら
親身になって助言をくだりました。

いろいろと話を聞いただけで安心できました

いろいろと話を聞いていただいて、ホッとします。もっと早くうかがうべきでした。
おかげから相談色していたみたいです。

費用のご案内

相談料

初回法律相談料：90分 5,000円（税別）

市役所、法テラスや法律相談センターでの相談時間は30分程度しかなく、その時間内で、相談者様の想いを全て弁護士に説明することは難しいと考えております。そこで、当事務所で
は相談者様のお話を充分にお聞きするために90分5000円（税抜き）とさせていただきます。従いまして、当事務所に相談にいらしゃいました折には、お時間を気になさらずにゆっ
くりと落ち着いてお話いただき、ご納得されるまで弁護士にご相談いただきたいと思います。2回目以降の相談料は90分9000円（税別）とさせていただきます。また、月に1回、土曜日無料
相談会（相談時間60分）を実施しております。加えて、LINE@登録の方には登録特典として60分相談無料（初回相談限定）のクーポンの発行なども不定期に行っております。

これらの情報を逃さないため、LINE@の登録をご検討ください。QRコード ID:tfe9973n

離婚協議書作成プラン

離婚協議書作成：7万円～（税別）

事前に離婚条件について夫婦で話し合いが出来ている場合→離婚協議書作成流れ（その日のうちに完了する場合の例）「事前に、話し合っている離婚条件について聞き取りをさせていただきます。その後、夫婦で日程を合わせて当事務所に来ていただけます。その際には、内容によって必要書類（戸籍謄本、養育費の振込口座となる通帳、財産分与の対象となる財産が分かる書類など）を持ってくるいただきます。離婚条件の確認、意味内容の説明、漏れがないかのチェックを双方とさせていただきますながらその場で離婚協議書を作成します。そして、作成した離婚協議書に双方署名捺印をしてそれぞれが1部ずつ持ち帰っていただけます。その場で、離婚届にサインをする場合もあります。内容にもよりますが、3時間程度で終了ということになります。」

※離婚協議書の内容及び分量により、作成料が20万円までの範囲で増額する可能性があります。

※公正証書を作成する場合には、協議書作成費用の他に公正役場での公正証書作成料金がかかります。

弁護士が代理する場合

着手金報酬金方式（半年、1年という長期での代理が必要となる場合です。基本的に交渉期間が長くなったとしても追加の弁護士費用はかかりません。）

着手金 | 協議離婚：32万円 / 調停離婚：37万円 / 裁判離婚：47万円（税別）

報酬金 | 共通：37万円＋経済的利益の12% ※経済的利益が300万円未満の場合はゼロ、経済的利益部分の上限120万円）（税別）

※婚姻費用分担調停、面会交流調停の手続きを受任する場合には、別途費用がかかります。

期間限定方式

3か月間という期間に限定して、依頼者の方に代わって相手方と協議をします。弁護士費用は、一律で32万円（税別）のみとなります。

※交渉期間が3か月を超える場合、着手金報酬金方式に移行することもできます。協議離婚のまま移行する場合、着手金は不要です。調停離婚に移行する場合には、差額の5万円（税別）が必要となります。

（例）事前に依頼者の方と離婚条件についてある程度のお話を詰めておきます。打ち合わせ後、弁護士から相手方に連絡（書面での通知又は電話連絡）をして事務所に来ていただきます（相手方への連絡から3か月の期間がスタートします。）。まず、相手方の離婚協議にかんする意向を伺います。次に、こちらの意向を伝えます。話し合うべき点がどこなのかを確認して、双方検討することとします。その後、相手方との協議及びこちら側での打ち合わせを何度か繰り返します。その過程で、必要な書類を持ってくるもらいます。条件をすり合わせ、協議をまとめます。協議の内容を離婚協議書として形にします。双方、同日に来ていただいて離婚協議書と離婚届に署名捺印してもらうこともあれば、別日でそれぞれから署名捺印をいただきます。これで、離婚成立となります。このプランは、「離婚条件について話し合ってみたことはないけれど、揉める理由はないと思う。ただ、相手方と直接話をするには抵抗がある。」という方におすすめしております。

感謝料請求

感謝料を請求したい方 | 協議着手金：0円 / 成功報酬：20万円＋経済的利益の16%（税別）

※協議から裁判に移行する場合、追加着手金として10万円（税別）が必要となります。

感謝料請求をされた方 | 一律：30万円（税別）

※協議から裁判に移行する場合、追加着手金として10万円（税別）が必要となります。

弁護士紹介

弁護士 山口 恭平

「幸せになることを、諦めないでほしい」

弁護士を目指したきっかけ

誰かに勇気を与え幸せにすることを仕事にしたい

私は小さい頃からサッカーが大好きで、「将来はプロのサッカー選手になる」と言って、毎日練習に明け暮れていました。最初は自分にはそれなりに才能があって努力を怠らなければプロになれると信じていました、しかし、中学生ぐらいになると、だんだんと現実を突きつけられるようになりました。自分よりずっとサッカー歴の短い人が圧倒的な結果を出し続けたり、練習しても練習しても追いつけない相手に出会ったりして、「これがプロになっていくレベルなんだ」と足を止めてしまいました。当時はサッカーが私のアイデンティティだったので受け入れるまでも受け入れてからも相当苦しかったです。その中で、将来どうしようかと考え直すことになりました。いろいろ考える中で、サッカー選手になりたかったのはサッカー自体が好きというのももちろんありましたが、プレーで誰かを元気にしたり、勇気づけたりできる姿に憧れていたと思い至りました。それならば、サッカーではない誰かを厳禁したり、勇気づけたりできる仕事を目指そうと思ったんです。それで最終的に「弁護士」という仕事を選びました。



弁護士としてのモットー

私が、弁護士として活動する上で大事にしていることは、二つあります。一つ目は、自分の価値観を押しつけないこと。

弁護士の仕事は、いつも依頼者の話を聞くことから始まります。私も人間なので、話の内容によっては、ついつい「それはおかしい」とか「あまりにもかわいそうだ」と、気持ちが高ぶってしまうこともあります。でも、私の中での常識や価値観が、その依頼者の常識や価値観に当てはまるとは限らないので、断定的な言い方をしないように気をつけています。

例えば、「配偶者に裏切られた」という事実一つに対しても、いろいろな捉え方があります。「許せない、最後まで厳しく責任を追及したい」と激しく憤る人もいれば、「自分の何がいけなかったのだろうか」と落ち込んでしまう人もいる。そのどちらも間違いではないと思うのです。大事なのは、その依頼者の中にどんな感情が渦巻いているのかを弁護士がしっかり把握して、その人に合ったフォローをすることだと私は考えています。二つ目は、できるだけ前向きな気持ちで話すこと。法律事務所にいる方は、さまざまな事情を抱えています。「こんなことを話すこと自体が恥ずかしい」「軽蔑されたらどうしよう」…不安な気持ちを抱える依頼者の方が多い中、弁護士まで険しい顔をしてしまつては、相談をすることがストレスになってしまうかもしれません。それでは本末転倒です。依頼者の方が気兼ねなく、素直に気持ちをお話しできるよう穏やかな前向きさというのはもってたいと思っています。

事件への関わり方

円満解決にこだわりたい

「毎日が苦しい、どうしても離婚したい」

少し前に、夫からのDVに悩む女性が事務所を訪れました。暴力から逃れるために別居をしたいが、経済的事情を考えるとなかなか踏み切れないとのこと。毎日考えているうちに、悩み疲れ、途方に迷ってしまったようでした。私は、「なんとかしてこの状況から抜け出してもらわなければいけない」と思いました。離婚・男女問題を担当する時に、私がこだわっているキーワードは「円満」です。双方の人生は別れてもずっと続いていきます。その後当事者同士に再度トラブルが起きないようにするには、できるだけ円満に別れることが大切です。DVに悩む女性の案件も、ひとつひとつ納得してもらいながら丁寧に相手方と交渉し、当面の間の生活費の保障をしてもらうことで、離婚が成立しました。「こんな生活を取り戻せるなんて思ってもみなかった。嬉しいです。」円満に解決できたことで、安心して新しい人生を踏み出していただくことができ、私もホッとしました。最後に「先生に相談してよかったです。」と言われたときには、あついものがこみ上げてきました。昨今、配偶者や恋人からのDVに悩む人からのご相談は、特に増えています。家庭内の問題は、被害者にとっては一番身近な問題でありながら、「家」という閉鎖的な空間の中で起こるため、なかなか外からは気づくことができません。被害者から声をあげていただかないと、初動はどんどん遅れてしまいます。「弁護士に相談することで暴力がもっとひどくなったらどうしよう…」と不安な気持ちもあるかとお察しいたしますが、弁護士は、あなたの安全を確保することを第一に考えて動きます。どうか勇気を持って弁護士に連絡してみてください。

最後に

どこからでも、話せるところからお話してください。このパンフレットを、いつ誰がご覧になっているかは分かりませんが、きっと大変な苦悩を抱えていらっしゃると思います。あなたは、今、何が一番不安ですか?心の中にはどんな感情がありますか?きれいにまとめていただく必要はありませんので、ありのままのことを、話せるところから順番にお話してください。あなたのお気持ちを一緒に整理しながら、考えられる解決方法をご提案いたします。一日二日ですぐ答えは出ないかもしれませんが、まずは不安な気持ちを、安心に変えられるような相談時間にできれば、と思っております。辛いこともあると思いますが、いつか振り返って見たときに「いろいろあったな」と懐かしく思えるよう、丁寧に向き合っていくことが大切です。あまり気負わずに、楽な気持ちでご連絡ください。いつでもお待ちしております。

担当事務員 藤北

依頼者の皆様の気持ちを一番考えて、誠実に取り組み、事務所での仕事を通して、皆様の気持ちが少しでも晴れやかになるお手伝いができたらと思っています。依頼者の皆様の不安や悩みをお聞きする窓口として、また事件解決のためのサポート役として、お役に立てればと思います。一人で悩まず、是非ご相談ください。

資格 3級ファイナンシャル・プランニング技能士

あい法律事務所について



事務所名	弁護士法人あい法律事務所
所属弁護士会	香川県弁護士会
社員弁護士	松繁 明、山口 恭平
住所	香川県高松市天神前10-5 高松セントラルスカイビルディング2F
TEL	087-832-0550
FAX	087-832-0551
受付時間	平日 9:00～18:00

当事務所が夫婦問題のお悩みの方から選ばれる5つの理由

01 迅速に問題を解決
ご依頼者の皆様は、1秒でも早く新しい人生を掴むために、迅速な解決を心がけています。ご連絡を頂いてから、即日面談のご予約も対応いたします。

02 離婚に強いから解決実績多数
離婚問題案件は、弁護士であれば誰に依頼しても同じような結果を得られるわけではありません。当事務所は年間100件を超える離婚事件の相談実績があるので、様々なケースの問題を解決することができます。

03 柔軟な相談受付時間
当事務所は、様々な環境にいらっしゃるご依頼者の皆様がお越しいただけやすいように、夜間・土日祝日対応をしております。また、24時間相談を受け付けております。

04 好立地にある事務所
当事務所は駅から徒歩5分圏内にあるので、お仕事帰りに立ち寄りやすいというお勤めをされている方や、少し遠方からも手軽にアクセスしていただけます。

05 より多くの方にご依頼いただける無料相談
できるだけ多くの方の力になりたいとの思いから、初回の法律相談料を無料にしております。些細な事でも、ぜひお気軽にご相談ください。費用に関しては、丁寧にわかりやすくご説明いたします。

